

名古屋地方裁判所委員会（第18回）議事概要

1 日時

平成24年9月24日（月）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

名古屋地方裁判所2号法廷及び名古屋高等裁判所大会議室

3 出席者

（委員） 大輪芳裕，岡田美津男，功刀由紀子，笹子 靖，城田敦子，
鈴木 満，鈴木吉顯，中尾賢一，原田恵理子，山羽能吏子，
織田幸二，矢野元博，片山俊雄，徳永幸蔵

（説明者） 倉橋智也（総務課課長補佐），夏目 威（総務課広報係長）

（事務担当者）藤田雄二（事務局長），杉山洋一（総務課長），柴田こずえ
（総務課課長補佐），梅村拓也（総務課庶務第一係長）

4 協議テーマ

裁判所の広報活動について

5 議事

- (1) 新任委員紹介，委員長互選
- (2) 広報見学（法廷見学コース）体験
- (3) 裁判所広報の概要説明
- (4) 協議テーマに関する意見交換（別紙記載のとおり）
- (5) 次回開催日及び協議テーマ決定

ア 開催日

平成25年3月5日（火）午後1時30分

イ 協議テーマ

労働審判について

(別紙)

協議テーマに関する意見交換

(: 委員 , : 委員長 , : 説明者)

一般広報見学者のうち、学生の見学者の内訳を教えてください。

統計をとっているわけではないが、感覚的には小学生と大学生が多いと感じている。

一般広報見学申込みに対して、見学の受入れを断ることはあるのか。

見学の受入れは、先着順で受け付けているため、見学希望日が重複すると、後から申し込まれた方について、お断りすることがあるが、その場合には別の日を紹介している。

裁判所の一般広報見学の受入れは、1日2回の見学を週3回、つまり1週間に6回行っているということだが、学生にとっては、見学をするのは平日でも都合がよいであろう。しかし、一般の人にとっては、土日等の休日の方が都合がよいのではないかと思う。一般広報見学の受入れは平日しか行っていないのか。

庁舎設備を使用する場合の防犯上の措置が必要となるため、課題が多く、かなり困難と思われるが、貴重な御意見として承りたい。

先ほど、広報見学体験の際に見せていただいた小学生向けのDVDはとても分かりやすく、導入としてはとてもおもしろいものだと感じた。裁判所に来ることが難しい人にとっても、DVDの貸出しができれば、裁判所を知る最初の動機付けとして、とても役立つのではないか。また、小中学生を対象に裁判官等が学校に赴く出張裁判所という企画があるということだが、高校生や大学生はストーカーやデートDVなどの事件に巻き込まれることが多いため、高校生や大学生を対象とした出張裁判所があってもよいのではないかと思う。

DVDの貸出しについては、従前より行っている。本日、御覧いただいたDVDのほか、大人向けに3種類、小学生向けに1種類、中高生向けに1種

類あり，原則 7 日間の借用期間で貸し出している。

かなり前の話ではあるが，市政資料館には，堅い内容の DVD しか置いていなかった。子供向けの DVD を置くことはできないのか。

名古屋高裁が配置しているものが置いてあると思われるので，名古屋高裁に伝えさせていただく。

夏休み親子企画については，申込者も多いと思うが，どれくらいの人が当選するのか。

1 回の受入れは親子 16 組であり，今年は，計 3 回の企画であったため，48 組の親子に参加いただいた。申込者に対する倍率は，名古屋市内の小学生を対象としたものが約 3 倍，岡崎市内の小学生を対象としたものが約 1.5 倍，名古屋市内の中学生を対象としたものが約 1.8 倍であった。

小，中高別にカリキュラムを分けているのは素晴らしいと思うが，中学校から高校にかけては，生徒が将来の職業を意識する時期でもあるので，裁判官だけでなく裁判所に携わるいろいろな職種の紹介・体験などの企画も加えてよいのではないか。

広報の内容を考えるに当たっては，職業選択の面からも考える必要があると思う。

職業選択の面では，人事課が主に大学生を対象とした説明会を実施しているが，中高生向けの法廷見学においても適宜触れていきたいし，将来の職業選択を意識した広報活動についても今後検討していきたい。

紛争に関わる相談を受けることを仕事としている人にとって，基礎的な知識習得のためにも，研修等の機会に裁判所が出張して講義等をする大変助かるのではないかと思う。

出張裁判所や親子企画は，裁判所に少しでも親しみをもってもらい，職業を選ぶときや，裁判員に選ばれたとき，裁判が必要となったときなどに少しでも役立てていただきたいという思いから始まったものであるということを紹介させていただく。

先ほども意見があったとおり，進路が決まった学生や企業の新人研修に対する要望は高いと思うが，3月及び4月は裁判所も忙しく，時間が割けないのではないかと思う。その際には弁護士会に声を掛けていただければ協力できると思う。また，DVDについては，貸出しではなく，複製して各学校に配布する方が，安価で，かつ，効果が期待できるのではないかと思う。最高裁判所に是非伝えていただきたい。

裁判所を必要としている，又は，必要とするであろう人々に効果的に情報を提供するのが一番の広報であると思うし，そのための広報活動には様々な方策が考えられるが，裁判所への信頼を高めるため，裁判所の中立性，公平性を確立していくために，どのようなことを広報の中に含めていったらよいかは非常に難しいものがある。どういう対象の人に，どういう目的で広報していくのかということのカテゴライズすることから始めないと，効果的な広報は難しいのではないかと思う。

これまでの裁判所は，ちゃんと仕事をすれば分かってもらえるという発想が強く，外部に向けてあまり発信してこなかった。しかし，現在は何をやっているのか発信しないと理解してもらえない時代になってきている。そのために，裁判所のことを国民に知らせて安心感を持ってもらいたいという目的の広報活動が一つある。また，最近，裁判所の手続を使う必要があるにもかかわらず，実際には使われていないではないかという指摘も聞くところであり，裁判所を使っていただくべき人には裁判所を使っていただくという目的の広報活動が一つある。この二つの目的が裁判所広報の大きな柱である。

広報とはすぐに反応のあるものではなく，ある意味ではファン作りであり，一般企業においては，開かれた企業であること，国民目線に立っていることなどが求められているが，司法の場もそういうことが求められているのではないか。また，一般民事事件はここ数年減少しているが，いろいろな問題を抱える現在の社会情勢の中で，裁判所で取り扱う事件が減っているのは，なぜなのかという思いがある。やはり暗数があるのではないかというのが法曹

関係者の共通認識である。裁判所のマイナスイメージという面もあると思うが、裁判所が広報を行うことによって、そういうイメージが若干薄れるという効果はあると考えている。

裁判所の広報は、不特定多数の人たちにどれだけ効率良く情報発信するかという考え方だけではないと思うので、情報発信のやり方をいろいろな切り口で行わないと、裁判所が考える広報の目的に到達するのは難しいと思う。実際、裁判所のウェブサイトを見たところ、いろいろな配慮はされていたが、印象として赤系統の色が多く、赤緑色弱の人に対する配慮がどうかと感じた。

必要な人に必要な情報を届けるのが、いかに難しいかということは、行政サービスの現場担当として常に苦慮している。DV、高齢者、児童虐待に対しても様々な形で情報発信をしているが、そのような事件を起こす人の目には全く触れないし、実際問題として、そのような人は、社会から孤立している場合が大多数であると経験則上感じている。そういった人にどうアプローチすればよいのかは非常に難しいが、今は、「周りに少しでも異変があればお知らせください。少しでも早く察知してください。」ということをして、広く市民にお願いするという考えで情報発信を行っている。現場の声として参考にしていきたい。

裁判所の広報を考えた場合、裁判所に事案を持ち込めばちゃんと解決できるステージが用意されており、安心してもらえる組織であるという信頼感を醸成させる必要があると感じている。その点をPRする必要があるのではないか。また、裁判所の広報について自分で色々考えてみたが、何をやったら成功という指標を見付けるのは難しく、裁判所の一般広報の目的・スタンスが今一つ分かりにくいという印象がある。広報企画においては申込者数をさらに拡大していきたいという趣旨なのか、そうすると、参加人数が限られているため申込者数が増えると参加できない人も当然増えるのではないかと。

裁判所の広報活動は、見学などの広報企画に参加された人のみを対象にし

で行っているわけではなく、参加できなかった人に対しても手厚くフォローして、社会に間口を広げていくことも広報の大きなテーマと考えている。そういうスタンスで広報を行っている。

裁判所の手続案内リーフレットについて、種類が多いし、専門用語や漢字が多すぎる。また、弁護士や相談員には分かりやすいかもしれないが、内容が丁寧すぎて実際に訴えを起こす人にはかえって分かりにくいと思う。市民目線で分かりやすいものを作った方が良いのではないか。

限られた紙面の中にいろいろな情報を詰め込んでいるため、分かりづらくなっているかもしれないが、リーフレットを見てもよく分からないという人には、手続案内の窓口において、口頭で補足させていただいている。

ウェブサイトに掲載されている法廷見学の申込方法の説明が分かりにくいので、もう少し丁寧に記載してみてもどうか。

名古屋市以外の市町村への拡大の方法であるが、例えば、長久手市では毎月広報誌が発行されており、新聞を購読していない人でも情報を得ることができる。裁判所においても、各市町村の広報誌を活用した広報を考えてはどうか。

名古屋市の広報誌には掲載を依頼したことがあるが、掲載していただくのはなかなか難しいようである。他の市町村の広報誌についても検討していきたい。

裁判は公開されているのだから、期日簿をウェブサイトに掲載することはできないのか。

同様の御意見をいただいたことがあるが、裁判の公開の趣旨や、関係者のプライバシーへの配慮をどのように図っていくのかは難しい問題である。

それについては、性犯罪に関わる裁判だけを選んで傍聴する人もいるので、慎重に検討すべきである。